＜第 23 回自治総研セミナー＞に参加して

テーマ／分権改革のいまをどうみるか政治空間と自治の現場から地方分権を語る
2008 年 9 月 17 日(水)～18 日(木)
自治労会館 6 階ホール

谷口　富士夫

主催者挨拶　辻山幸宣所長

初めての参加であったが、地方分権と地方自治について、「いまをどうみるか」というテーマは、非常に関心をもっていた。各講師が違う観点や切り口から、分権改革について説明と持論を展開したが、結局のところ地方は非常に厳しい状況となっていて、それは三位一体を柱とする政治主導が原因であり、「地方では仕事は増えるが財源が来ない」「分権と言いつつも重要な項目の権力は中央が握るような仕組みとなっている」ことが述べられた。また、財政縮減方を優先させる状況下では、住民が求める地方自治は非常に困難となっているが、その中でも住民の協力によって地域の活力や暮らしを維持・発展している成功例と今後の可能性があることも学び、たいへん有意義なセミナーであった。残念ながら他の会議と重なり 2 日目、後半のパネルディスカッションには参加できなかった。それぞれの講義内容について個人的見解を含めながら簡単に報告する。

分権改革の現段階

金井利之
東京大学大学院法学政治学研究科教授

2000 年 4 月に地本分権一括法に結実した第 1 次分権改革、その後の市町村合併や三位一体改革を踏まえて、分権改革の現段階は第 3 次と位置付けられる。今の自治体の現場は渾沌化と窮乏化が進行し、分権を推し進める背景には国策として集権化が図られようとしている。

また、自治と分権は相反する。そして自治より分権が優先されており、その分権は「返上・怠業・拒否」という自治が認められていない。現在の地方分権は改革課題が自己増殖し、制御不能となっていて永遠に未完な分権改革といえる。

会場からの発言に対しては、「個人としては『新しい公共』と定義されている『住民に無償で行政の役割を担っていただく』との考えには賛同しかねる。自治の在り方を根本的に考え直す必要がある」と回答されていた。

自治の現場から地方分権を見る

松本克夫
ジャーナリスト･元日本経済新聞記者

地域の取材を通じて日本各地を訪れ、自治の現場を記録してきた。人と自然の調和・風土がある土地を守るために自治があり、その自治を営む人々の姿は素晴らしい。しかし、現実には消滅していく集落、山村があり、一方で地方都市の中心部を空洞化と画一化する「バイパス都市」が存在する。構造改革という名の市場原理主義では「競争にさらせば、公共サービスはよくなる」といった間違った政治が推し進められた。自治を痛みつけた英国サッチャーリズムの二番煎じではないかと思う。人と人との関係が希薄となり、児童虐待 4 万件、自殺者 3 万人以上、「心の病の世紀」と呼ばれるようになった。

自治を確立した地方として、愛媛県の内子町の町並み保存に感銘した。地域の人々が伝統ある屋敷や街並みを自分たちの手で保存する動きが創られ（仕掛け人は役場の一職員）、継続してきた。それが、観光地となり、地域への経済発展につながっている。

制度改革のあり方は、分権先行の啓蒙家の流儀では成功しない。分権と同時に中見（文明の転換）の議論が必要である。

「分権改革の可能性」

島田恵司
大東文化大学環境創造学部准教授

現段階の分権改革はいろいろな説があるが、義務付け・枠付ということからすると第 2 次と考える。

三位一体改革と平成大合併は「三位一体改革期」と定義できる。旧分権委員会と新分権委員会における勧告から法案までの手順の違いは、旧は内閣による勧告尊重の閣議決定があったが、新は要綱の決定が先となった。これは、省庁間の調整が非常に困難であったためとされている。そして、委員会の勧告から要綱決定おいて後退した事項も多くみられた。

例えば、教育「県費負担教職員の人事権と移譲と供与負担」では用語挿入によってハードルを上げ、平成 20 年度中に結論を計画策定まで先延ばしの表現とした。「福祉施設の最低基準」や「都市計画」などの結論回避、「基礎自治体への権限移譲の推進」に対して「権限移譲の検討……」「都道府県の関与の在り方の見直しを行い、結論を得て計画に……」と変更されている。

分権の本来の目的である、地域住民の自己決定権の拡充、あらゆる階層の住民の共同参画による民主主義の現実を求めるためにも、自治体から分権改革を進めなければならない。

（たにぐち　ふじお・京都地方自治総合研究所専務理事・自治労京都本部書記長）